

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

桜井市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧三輪町・旧桜井町・旧織田村・旧纏向村・旧大福村地域

(1) 現況

大和川沿いの中心とした本地域の平坦な農地は、比較的かんがい排水整備がされ、農作業の効率化による生産性の向上を図る取組みを行っているため、引き続き農業用施設等の管理が必要である。

また三輪山付近の丘陵地帯については、古くからの丘陵樹園地が存在し、観光農園的要素を取り入れた取組みを行っているが、その中でも旧三輪町については特定農山村法地域に指定されるなど、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も合わせて、行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧多武峰村・旧安倍村地域

(1) 現況

特定農山法指定地域に指定されている旧多武峰村の農地は、棚田での稲作が中心であるが、かんがい排水施設が整備や生産条件の格差がないとは言い難いため、これらを補正する取組を行うことが必要である。

また県道桜井吉野線に沿った安倍地区の丘陵地帯の農地については、比較的優良田畑地帯であるため、水稻・野菜の供給基地となっており、今後とも農業用排水路や農道やその周辺環境を適切に保全することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も合わせて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧初瀬町・旧朝倉村地域

(1) 現況

本地域は、国道165号に沿って南北に伸びる農地のほとんどが指定棚田地域である旧初瀬町にあるが、棚田の形状を活かした景観の維持に努めるとともに生産性の向上にも努めているため、農業用排水路及び農道の適正な管理を行う必要がある。しかし、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も合わせて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧上之郷村

(1) 現況

奈良県知事特認地域である本地域は、かつて殆どが棚田畑であったが、生産性向上のため、大和高原南部地区国営総合農地開発事業により大規模な整備された農地が新たに開発された。そこでは稲作だけではなく、近年、笠ソバの名前を付した農産物のブランド化や高原野菜の栽培を中心に行い、機械化による生産性の高い農地の高度利用を展開しているため、農業用施設等の適切な管理・維持に努める必要がある。

上記以外の地区の棚田畑については、急傾斜地農地が多く作付条件が不利な上に、平場地域と比べて担い手の高齢化、後継者不足、生産条件等の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も合わせて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧三輪町・旧桜井町・旧織田村・旧纏向村・旧大福村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	旧多武峰村・旧安倍村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	旧初瀬町・旧朝倉村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
④	旧上之郷村	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

・多面的機能支払交付金の対象地域

農業振興地域内の農用地（以下「農振農用地」という。）又は、農振農用地と一体的に取り組む農業振興地域内等における農地

・中山間地域等直接支払の対象地域及び対象農用地

1 対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの対象地域のうちイの要件を満たす農業振興地域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法指定地域

旧多武峰村、旧三輪町

(イ) 奈良県知事特認地域（農林統計上の中山間地域）

旧上之郷村

但し、特認地域については、急傾斜農用地のみを対象とし、土地改良事業及び農地総合開発事業実施地域を除く。

(ウ) 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域

旧初瀬町

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1 / 20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

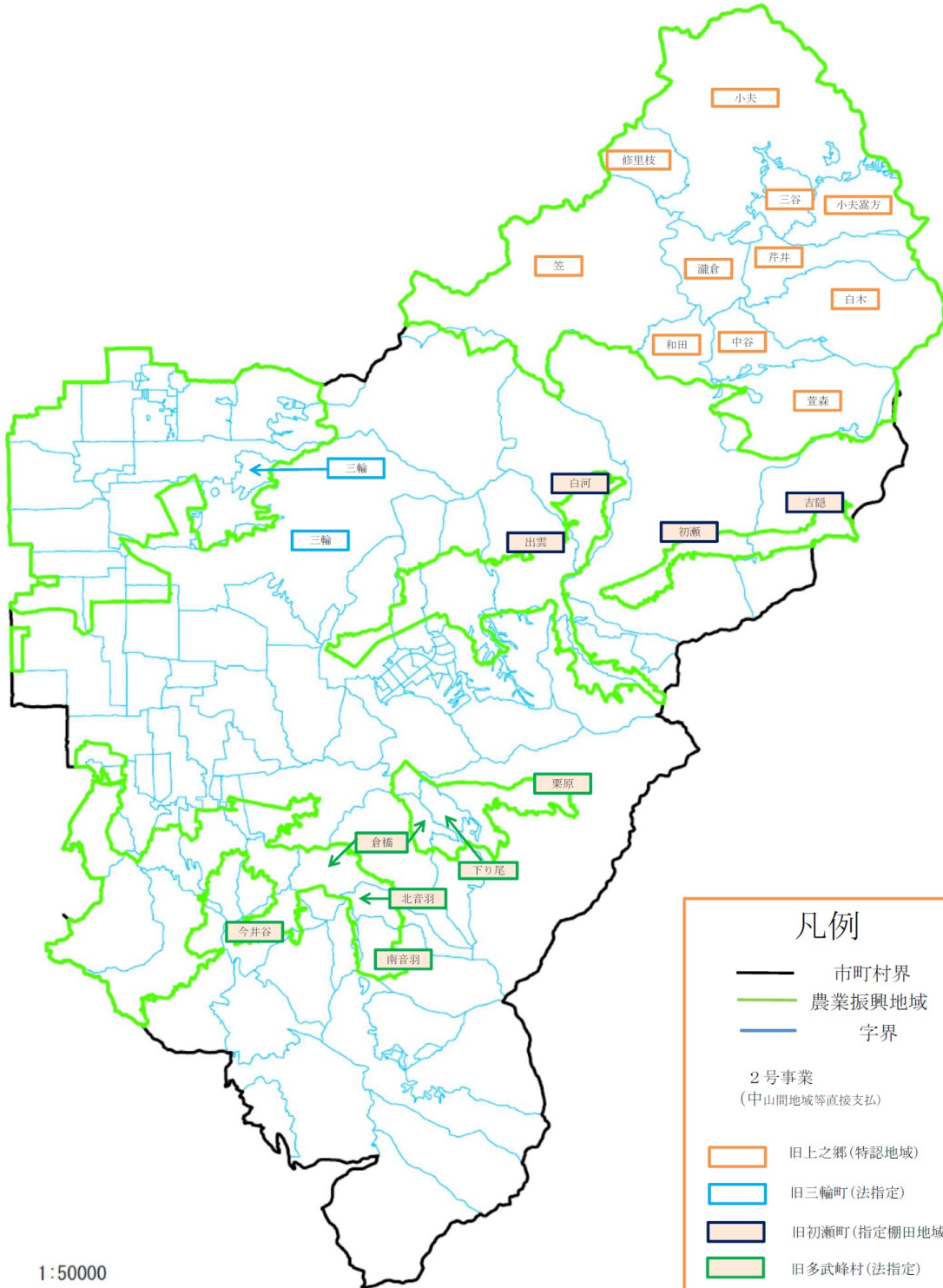
(エ) 棚田地域振興法に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次の

(a) 又は (b) の基準を満たすもの

(a) 急傾斜農用地

(b) (a) の農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）であって市長が特に必要と認めるもの

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
 中山間地域等直接支払における促進計画の区域の図



凡例

- 市町村界
- 農業振興地域
- 字界

2号事業
 (中山間地域等直接支払)

- 旧上之郷(特認地域)
- 旧三輪町(法指定)
- 旧初瀬町(指定棚田地域)
- 旧多武峰村(法指定)